

愛知県の融資制度にかかる信用保証について

信用保証制度とは、中小企業の方々が金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、公的機関である信用保証協会がその保証人となってお金を借りやすくなるようサポートする制度です。

- 1 申込資格**
愛知県内に事業所を有し、事業を行っている個人事業者、会社、医療法人、中小企業等協同組合などです。
(※農業や金融業、風俗関連営業などのほか、税金を滞納している方、保証協会の代位弁済を受け求償債務が残っている方などは利用できません。また、保証申込みについて、暴力団関係者等の反社会的勢力、金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した方も利用できません。)
- 2 連帯保証人**
原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
(※実質的な経営権を持っている方、営業許可者または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合など、連帯保証が必要となる場合があります。)
- 3 担保**
保証合計額が8,000万円を超える場合は、原則、担保が必要です。
(※愛知県信用保証協会が取扱い可能と判断したときは、経済対策特別を利用する場合は1億2,000万円まで、中小企業再生支援資金(融資対象(1)に限る)を利用する場合は1億3,000万円まで、無担保信用保証枠を拡大しています。)
- 4 保証料**

中小企業に関する日本最大のデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、1~9のいずれかの区分の保証料率となります。(単位:年率 %)

保証区分	料率区分	特別小口保険を適用 (※責任共有制度対象外)	弾力料率区分								
			1	2	3	4	5	6	7	8	9
商工業振興資金	通常資金	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.37
	小規模企業資金 (※責任共有制度対象外)		1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46
一般事業資金	1.83		1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40	
経済環境適応資金 (※経済対策特別は商工業振興資金(通常資金)の保証料率を適用)	セーフティネット(※責任共有制度対象外)	0.67	0.79								
	経営あんしんで経営安定関連保証(7・8号)を利用する場合		0.67								
	企業力強化で経営革新関連保証または経営基盤強化関連保証を利用する場合		0.67								
	企業力強化で労働力確保関連保証を利用する場合		0.67								
	企業立地で地域産業集積関連保証を利用する場合	0.67									
	創業等支援資金(※責任共有制度対象外)	—	0.79								

【保証料の割引制度】…「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成していることについて、確認書類を提出していただいた場合等は、保証料率を0.1%引き下げます。また、一部の保証制度について担保提供をいただいた場合も、保証料率を0.1%引き下げます。

5 必要書類 (※①~③の用紙は、愛知県信用保証協会の本・支店のほか、県内金融機関、市町村の商工担当課、商工会議所・商工会に用意しております。)

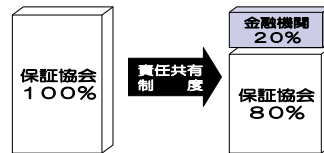
- ① 信用保証委託申込書
- ② 信用保証委託契約書
- ③ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ④ その他、主な添付書類
 - ・ 法人の場合は、商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款の写し
 - ・ 確定申告書および決算書の写し(2期分)
 - ・ 許認可等を要する事業については、許可証等の写し
 - ・ 設備資金の場合は、計画を証する見積書、図面等の写し

豆知識!! 責任共有制度とは

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の方々を支援する制度です。
従来は、信用保証協会が100%の保証をしていましたが、平成19年10月から信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有することとなりました。
原則として、すべての保証が責任共有制度の対象ですが、一部の制度については対象から除かれており、信用保証協会が100%の保証をします。

◆責任共有制度の対象から除かれている主な保証【同保証制度を活用した愛知県の融資制度】

- ・ 小口零細企業保証・・・【商工業振興資金(小規模企業資金)】
- ・ 経営安定関連保証(第1号~第6号認定)・・・【経済環境適応資金(サポート資金(セーフティネット))】
- ・ 創業関連保証・創業等関連保証・・・【経済環境適応資金(創業等支援資金)】



保証の取扱いについて、詳細は愛知県信用保証協会までおたずねください。

(連絡先につきましては表紙又は内側の表をご覧ください。)

〈平成23年度〉

中小企業金融の案内

平成23年4月1日

愛 知 県
愛知県信用保証協会

愛知県では、県内で事業を営んでいる中小企業の方々に対して事業資金を融資する制度を設けています。

制 度 名	制 度 の 概 要
商工業振興資金	小規模事業の方々が事業上必要とする資金を融資する制度です。県とすべての県内市町村が協調して運用しています。
一般事業資金	短期から長期までの一般的な事業資金を融資する制度です。
中小企業組織強化資金	組合向けに資金を融資する制度です。(株)商工中金のみで取り扱っています。
経済環境適応資金	経営安定を支援する「サポート資金」、積極的な経営を支援する「パワーアップ資金」のほか、「創業等支援資金」、「中小企業再生支援資金」の4資金で構成されています。多様なニーズにお応えします。

各制度の内容は本紙の内側をご覧ください。

制度全般の特長

- ☆ 原則、固定金利となっていますので、計画的なご返済が可能です。
- ☆ 信用保証協会への信用保証料について、通常の料率に比べ低く設定しています。
また、一部の市町村では信用保証料等に対する助成制度を設けており、中小企業の方々の負担軽減を図っています。
- ☆ 身近な取扱金融機関の県内各店舗の窓口でお申込みいただけます。
- ☆ 信用保証を付して融資を申込み場合には、各商工会議所・商工会へ推薦書の作成を依頼することができます。

【お申込み先(取扱金融機関)】

銀 行	三菱東京UFJ、みずほ、三井住友、りそな、百五、静岡、大垣共立、北陸、十六、三重、北國、清水、岐阜、愛知、名古屋、中京、第三
信用金庫	愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、蒲郡、尾西、中日、東春、岐阜、東濃、桑名、大垣
信用組合	豊橋商工、愛知県中央、三河
商工組合中央金庫	

(注)「商工業振興資金」については、一部取り扱えない店舗があります。

- 「商工業振興資金 小規模事業資金」については、次の機関でもお申込みができます。
事業所が名古屋市内にある方 — 愛知県信用保証協会
事業所が名古屋市外にある方 — 事業所のある市町村の商工担当課
- 経済環境適応資金のうち、「サポート資金【セーフティネット】」と「創業等支援資金」については、直接、愛知県信用保証協会へお申込みができます。

【お問合せ先】

- 制度全般について：愛知県産業労働部 中小企業金融課 電話052-954-6333
- 信用保証について：愛知県信用保証協会 総合相談室 電話フリーダイヤル0120-454-754
- その他：(財)あいち産業振興機構 電話052-715-3061
愛知県中小企業再生支援協議会 電話052-223-6953

愛知県の融資制度（金利は平成23年4月1日現在。金利は年度途中でも改定することがあります。）

制度名	商工業振興資金		一般事業資金			中小企業組織強化資金
	通常資金	小規模企業資金 (※責任共有制度対象外)	短期資金	中期資金	長期資金	
融資対象者	従業員数が50人(商業・サービス業は30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人	従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人等	中小企業者			(株)商工組合中央金庫(以下「商工中金」)の融資対象資格がある組合
資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 5,000万円	設備資金・運転資金 1,250万円 (申込額を含め保証協会保証付き融資残高が1,250万円以内であること。)	運転資金 3,000万円 (協同組合等 5,000万円)	設備資金・運転資金 8,000万円	設備資金・運転資金 1億円	運転資金 3億円 (転貸の場合は1組員3,000万円)
融資期間・利率	3年 年1.6% 5年 年1.7% 7年 年1.8% (据置原則6か月)	3年 年1.4% 5年 年1.5% 7年 年1.6% (据置原則6か月)	1年 金融機関所定	3年 年1.7% 5年 年1.8% (据置原則6か月)	7年 年1.9% 10年 年2.0% (10年は設備のみ) (据置原則1年)	1年 商工中金所定
担保・保証人	保証協会所定	保証協会所定	保証協会所定	保証協会 又は金融機関所定	保証協会 又は金融機関所定	商工中金所定
信用保証	要	要	要	選択	選択	—

(参考) 愛知県信用保証協会の地区別連絡先

担当区域		担当部署	電 話	
県内全域		総合相談室	フリーダイヤル 0120-454-754	
名古屋	東区、北区、西区、中村区、中川区、港区、守山区	本 部	保証第一課	052-454-0511
	千種区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、名東区、天白区		保証第二課	052-454-0512
	はじめて信用保証協会を利用する方 (保証第一部の担当区域)		保証第三課	052-454-0513
尾張・知多	一宮市、稲沢市、津島市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村	店	保証第一課	052-454-0531
	春日井市、江南市、犬山市、小牧市、岩倉市、北名古屋、大口町、扶桑町、豊山町		保証第二課	052-454-0532
	瀬戸市、尾張旭市、日進市、東海市、大府市、知多市、半田市、常滑市、豊明市、東郷町、長久手町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町		保証第三課	052-454-0541
	はじめて信用保証協会を利用する方 (保証第二部の担当区域)		保証第四課	052-454-0542
西三河	岡崎市、碧南市、西尾市、高浜市、幸田町	西三河支店	保証第一課	0564-55-5500
	刈谷市、豊田市、安城市、知立市、みよし市		保証第二課	0564-55-5510
東三河	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	東三河支店	保証課	0532-57-5611

制度名	経済環境適応資金										
	サポート資金				パワーアップ資金				創業等支援資金 (※責任共有制度対象外)	中小企業再生支援資金	
	セーフティネット (※責任共有制度対象外)	経営あんしん	経済対策特別 ※平成24年3月31日まで (融資対象者②は平成23年9月30日まで)	円高対応緊急枠 ※平成23年9月30日まで	企業力強化	環境・省エネ	企業立地	商店街・観光			防災・危機管理
融資対象者	全国的に業況が悪化している業種を営み売上げが減少している企業など、中小企業信用保険法第2条第4項第1号、第2号、第5号、第6号の認定を受けた特定中小企業者	(1) 最近3か月の月平均売上高が、前年同期又は2年前同期の月平均売上高に比べて3%以上減少している中小企業者(平成24年3月31日まで) (2) 県認定倒産企業者に対して売掛金等の債権が50万円以上ある中小企業者又は県認定倒産企業者との取引額が全取引額の20%以上の中小企業者 (3) 中小企業信用保険法第2条第4項第7号及び第8号の認定を受けた特定中小企業者	(1) 最近3か月の月平均売上高総利益額(粗利益)が前年同期又は2年前同期の月平均売上高総利益額に比べて3%以上減少している中小企業者 (2) 東北地方太平洋沖地震による災害の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額(以下、「売上高等」)が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少している中小企業者 (注)売上高総利益額＝売上高－売上原価	円高の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額(以下、「売上高等」)が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少している中小企業者	(1) 製造業(物品の加工、修理業を含む)又は卸売業を営む中小企業者で輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行う者 (2) 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画等の承認を受けた中小企業者 (3) 新技術の導入や研究開発、先端技術設備の導入を行う中小企業者 (4) 事業転換を実施する中小企業者 (5) (財)あいち産業振興機構の有望ビジネス評価委員会で有望な事業と評価を受けた中小企業者 (6) 労働力確保法に基づく改善計画の認定を受け、雇用管理の改善を行う中小企業者 (7) ワーク・ライフ・バランスの推進を図る中小企業者又は県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けた中小企業者	環境負荷低減設備を導入し、省エネに取り組む中小企業者	(1) 工場適地等に立地しようとする製造業、物流業(道路貨物運送業、水運業、航空運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業に限る)、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営む中小企業者 (2) 企業立地促進法に基づく企業立地計画、事業高度化計画の承認を受けた中小企業者	(1) 商店街等の魅力アップ計画を実施する中小企業者 (2) 観光振興のためのイベントや設備投資を行う中小企業者	(1) 防災のための施設・設備の設置及び補強等を行う中小企業者 (2) 事業継続計画(BCP)を策定、実施する中小企業者	次のいずれかに該当する創業者又は創業者である中小企業者 ① 事業を営んでいない個人が、1か月以内に個人で又は2か月以内に会社を設立し、事業を開始すること ② 中小企業者である会社が新たに会社を設立すること ③ 事業を営んでいない個人が個人又は会社で事業を開始後5年を経過していないこと ④ 会社が設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過していないこと	(1) 愛知県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生計画を策定した中小企業者 (2) 愛知県中小企業再生支援協議会の支援を受けて第二会社方式による「中小企業承継事業再生計画」を策定し、国の認定を受けた中小企業者
認定等(相談先)	要 (各市町村商工担当課)	要 (1)(2)取扱金融機関等、 (3)各市町村商工担当課)	要 (取扱金融機関)	要 (取扱金融機関)	一部要 (2)県産業労働部各課、(3)一部、県地域産業課、(5)あいち産業振興機構、(6)県就業促進課、(7)県労働福祉課)	—	要 (県産業立地通商課)	要 (1)各商工会議所・商工会、愛知県中小企業団体中央会、愛知県商店街振興組合連合会、(2)愛知県観光協会)	—	要 (愛知県中小企業再生支援協議会)	
資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 8,000万円	運転資金 8,000万円 (融資対象者③の場合、設備資金も可)	設備資金・運転資金 1億円	設備資金・運転資金 1億円	設備資金・運転資金 1億5,000万円 (融資対象者①の場合、運転資金1,500万円)	設備資金・運転資金 1億5,000万円	設備資金・運転資金 10億円 (平成25年3月31日まで。通常2億円) (1)(2)各々で、保証付限度額は2億8,000万円)	設備資金・運転資金 2億円	設備資金・運転資金 3,000万円	設備資金・運転資金 2,500万円 (融資対象者②④の場合、1,500万円。また、新たに開業しようとする個人の場合で、1,000万円を超過する金額については自己資金の範囲内)	設備資金・運転資金 1億円
融資期間・利率	3年 年1.4% 5年 年1.5% 7年 年1.6% (3、5年は据置原則6か月、7年は据置原則1年)	3年 年1.5% 5年 年1.6% 7年 年1.7% (3、5年は据置原則6か月、7年は据置原則1年)	3年 年1.5% 5年 年1.6% 7年 年1.7% 10年(設備のみ)年1.8% (3、5年は据置原則6か月、7、10年は据置原則1年)	3年 年1.5% 5年 年1.6% 7年 年1.7% 10年(設備のみ)年1.8% (3、5年は据置原則6か月、7、10年は据置原則1年)	融資対象者① (一時返済) 1年(運転のみ)年1.5% 融資対象者②～⑦ (据置原則6か月) 5年 年1.7% 7年 年1.8% 10年(設備のみ)年1.9%	5年 年1.7% 7年 年1.8% 10年(設備のみ)年1.9% (据置原則6か月)	3年 年1.6% 5年 年1.7% 7年 年1.8% 10年(設備のみ)年1.9% (3、5年は据置原則6か月、7、10年は据置原則1年)	3年 年1.5% 5年 年1.6% 7年 年1.7% 10年(設備のみ)年1.8% (据置原則6か月)	5年 年1.7% 7年(設備のみ)年1.8% (5年は据置原則6か月、7年は据置原則1年)	5年 年1.7% 7年 年1.8% (据置原則6か月)	7年(運転のみ)年1.9% 10年(設備のみ)年2.0% (据置原則1年)
(経済環境適応資金)担保・保証人	保証協会所定 ただし、パワーアップ資金は保証協会所定又は金融機関所定。			(経済環境適応資金)信用保証	要 ただし、パワーアップ資金は選択。		※無担保信用保証枠の拡大措置 サポート資金【経済対策特別】及び中小企業再生支援資金(融資対象者①のみ)において拡大措置あり。				

◎申込み先は、県内の銀行、信用金庫、信用組合、商工中金です。表紙の「取扱金融機関」の欄をご覧ください。一部の資金では、愛知県信用保証協会等へ直接、お申込みができます。＝中小企業金融課のホームページ <http://www.pref.aichi.jp/kinyu/もご覧ください。>＝

平成23年3月25日（金）
愛知県産業労働部中小企業金融課
融資グループ
内線 3333、3334
ダイヤル 052-954-6333

4月1日から中小企業者向け県融資制度が変わります ～経済対策特別資金の取扱期間の延長、融資メニューの整理・統合など～

愛知県では、県内で事業を営んでいる中小企業の方々へ事業資金を融資する制度を設けていますが、平成23年4月1日から次のとおり制度を改正します。

平成22年度限りとしていた「経済対策特別資金（円高対応緊急枠を含む。）の取扱期間を延長するとともに、「商工業振興資金」の小規模企業資金において運転資金7年を恒久化するなど、中小企業の方々の資金需要に対応した改正を図り、資金調達を支援してまいります。

《主な制度改正の概要》

1 「経済対策特別資金（円高対応緊急枠を含む）」の取扱期間の延長及び改称

厳しい経営環境に置かれている中小企業者の資金繰りを引き続き支援するため、本年3月末で期限切れを迎える「経済対策特別資金」の取扱期間を1年間延長し（平成24年3月31日まで）、「サポート資金【経済対策特別】」に改称します。

また、昨年9月に新設し、同年12月に拡充した「円高対応緊急枠」の取扱期間を6か月延長します（平成23年9月30日まで）。

※東北地方太平洋沖地震による災害の影響を受けた中小企業者への融資条件緩和（平成23年3月16日発表済み）

平成23年3月17日から経済対策特別資金の融資条件を緩和し、次の要件を追加しています（平成23年9月30日まで）。

- ・東北地方太平洋沖地震による災害の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額（以下、売上高等）が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少していること

2 「経営安定資金」の特例措置の延長及び改称

売上高減少要件の緩和措置（通常10%⇒3%）及び最近3か月の月平均売上高の比較対象期間の拡充措置（通常「前年同期」⇒「前年同期又は2年前同期」）を延長し（平成24年3月31日まで）、「サポート資金【経営あんしん】」に改称します。

3 「商工業振興資金（小規模企業資金）」における拡充措置の恒久化

長期運転資金に対するニーズが引き続き高いことから、本年3月までの取扱いとしていた運転資金7年物の拡充措置を恒久化します。

4 「雇用確保支援資金」の対象者の追加

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を図る中小企業者を融資対象に追加します。

（融資メニューの整理・統合により、名称を「パワーアップ資金【企業力強化】」に改称します。）

5 「経済環境適応資金」における融資メニューの整理・統合等

（1）融資メニューの整理・統合及び資金名の改称

経営の安定化や企業力の強化などを支援する「経済環境適応資金」について、12資金のメニューを4資金に整理・統合するとともに、資金の名称も、利用者にとって分かりやすいものへと変更します。

平成22年度		平成23年度
セーフティネット資金		セーフティネット
経営安定資金		経営あんしん
経済対策特別資金		経済対策特別
企業活性化資金(※)		企業力強化
環境問題対応資金(※)		環境・省エネ
観光振興資金(※)		企業立地
企業立地促進資金(※)		※を集約
商店街等魅力アップ資金(※)		商店街・観光
総合防災対策資金(※)		防災・危機管理
雇用確保支援資金(※)		
創業等支援資金		創業等支援資金
中小企業再生支援資金		中小企業再生支援資金

（2）認定要件の緩和及び融資対象要件の簡素化

申し込みの際の負担を軽減するとともに、より幅広い中小企業者が利用できる制度にするため、認定要件の緩和（知事認定⇒金融機関確認へ緩和）や融資対象要件の簡素化等を図ります。

《申込み先》

県融資制度取扱金融機関（県内の銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工中金の40金融機関）

なお、平成23年度の県融資制度の詳細につきましては、平成23年度「中小企業金融の案内」をご覧ください。